

(外国債)
第七条 法第二十九條第三号リの政令で定める債券は、次に掲げるものとする。

一 外国の特別の法令により設立された法人の発行する債券
二 外国の政府、地方公共団体若しくは特別の法令により設立された法人又は国際機関が元本の償還及び利息の支払について保証している債券(前号に該当するものを除く。)

三 金融商品取引所(金融商品取引所に類似する取引所で外国に所在するものを含む。)に上場されている株式又は債券の発行法人で貸借対照表上の純資産額が十五億円以上のものの発行する債券(前二号に該当するものを除く。)

(債券の貸付け)

第八条 法第二十九條第五号の政令で定める債券は、国債並びに同条第三号口からへまで及びりに掲げる債券(同号りに規定する標準物を除く。)とする。

2 法第二十九條第五号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。)

二 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社(債券オブション)

第九条 法第二十九條第六号の政令で定める権利は、次に掲げるものとする。
一 金融商品取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券(法第二十九條第三号イ及びりに規定する標準物を含む。)の売買取引を成立させることができる権利

二 債券の売買取引において、当事者の一方が受渡日を指定できる権利であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買取引の契約が解除されるもの(外国で行われる売買取引に係るものを除く。)

(先外国為替の取引から除かれる取引)

第十条 法第二十九條第七号の政令で定める取引は、金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引(同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。)及び同条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場において行われる当該市場デリバティブ取引と類似の取引とする。

(一回の発行に係る取得の制限を適用しない外国債)

第十一条 法第三十條第五項の規定により読み替えて準用する同条第三項の政令で定める外国債は、第七條第一号に掲げるものとする。

(内閣総理大臣への権限の委任)

第十二條 法第三十一條第一項の規定による総務大臣の立入検査の権限のうち法第十五條第一項の規定による委託、同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による再委託、法第十八條第一項の規定による委託及び同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による再委託の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、総務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

2 機構に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第六十四條第一項の規定による総務大臣の立入検査の権限のうち法第十四條第二項に規定する郵便貯金管理業務及び同条第三項に規定する簡易生命保険管理業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、総務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

(財務局長等への権限の委任)
第十三條 法第三十五條第三項の規定により金融庁長官に委任された権限は、関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない。

2 前項の権限で機構の従たる事務所又は法第三十一條第一項の委託若しくは再委託を受けた者の事務所(以下この条において「従たる事務所等」という。)に関するものについては、関東財務局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 前項の規定により従たる事務所等に対して立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して立入検査の必要を認めるときは、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、立入検査を行うことができる。
附則
この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 菅 義偉
財務大臣臨時代理 山本 有二
国務大臣 山本 有二

御名 御璽
平成十九年八月三日
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百三十五号
郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
内閣は、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)、日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)、郵便事業株式会社法(平成十七年法律第九十九号)、郵便局株式会社法(平成十七年法律第一百号)、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一号)及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百三十三号)の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(関係政令の廃止)
第一条 次に掲げる政令は、廃止する。
一 郵便貯金法施行令(昭和四十六年政令第二百九十八号)
二 簡易生命保険法施行令(平成二年政令第三百四十号)
三 阪神・淡路大震災に伴う貸付金の総額の制限額に関する郵便貯金法施行令の特例を定める政令(平成七年政令第三百十五号)
四 日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律第六條第二項の規定により財務局長又は財務支局長に委任する権限を定める政令(平成十三年政令第五十九号)
五 日本郵政公社法施行令(平成十四年政令第三百八十四号)
六 郵便為替法第三十八條の六の審議会等を定める政令(平成十五年政令第八十四号)
七 郵便振替法第六十八條の六の審議会等を定める政令(平成十五年政令第八十五号)
八 郵便切手類販売所等に関する法律第九條の審議会等を定める政令(平成十五年政令第八十六号)
九 郵政窓口事務の委託に関する法律第十三條の審議会等を定める政令(平成十五年政令第八十七号)

十 郵便物運送委託法第二十條の二の審議会等を定める政令(平成十五年政令第八十八号)
十一 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七條の二第二項の審議会等を定める政令(平成十五年政令第八十九号)
十二 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律第六條の二第二項の審議会等を定める政令(平成十五年政令第九十号)
十三 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行に関する政令(平成十七年政令第九十九号)

(郵政民営化法施行令の一部改正)
第二条 郵政民営化法施行令(平成十七年政令第三百四十二号)の一部を次のように改正する。
第六条を第七條とし、第五條を第六條とし、第四條の次に次の一条を加える。

3 前項の規定により従たる事務所等に対して立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して立入検査の必要を認めるときは、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、立入検査を行うことができる。
附則
この政令は、平成十九年十月一日から施行する。